二　前項の理論政策更新研修機関登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
三　［略］
（理論政策更新研修機関の登録基準）
第三十七条　経済産業大臣は、前条の規定により理論政策更新研修機関登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一～三　［略］
2　理論政策更新研修機関登録は、理論政策更新研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一・二　［略］
3　第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修について準用する。この場合において、第十九条並びに第二十一条の見出し及び同条第一項中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関登録」と、同条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十八条から第三十二条までの規定中「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、第二十二条の見出し並びに同条第一項から第三項まで及び第五項の規定、第二十四条（見出しを含む。）、第二十五条、第二十六条第二項並びに第二十九条から第三十三条までの規定中「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、第二十二条第二項中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、同条第三項中「別表二」とあるのは「別表五」と、同条第四項中「第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者に、当該理論政策更新研修」と、第二十八条、第三十条及び第三十三条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三十一条中「三年間」とあるのは「六年間」と、「の実施を担当した指導員名」とあるのは「で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第三号の論文の審査等を行った場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴を含む。）」と、第三十二条中「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第一条第一項第三号イ」と読み替えるものとする。
（受験手数料）
第四十五条　法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万四千五百円、第二次試験については一万七千八百円とする。
2・3　［略］
（欠格条項）
第四十九条　前条第一項の申請を行う者が次のいずれかに該当する場合は、法第十二条第二項の指定を受けることができない。
一　［略］
二　その役員のうちに、法第十二条第三項若しくは同条第八項第二号又は法第十九条第一項の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がある者
（立入検査の身分証明書）
第五十九条　法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第十二によるものとする。
備考　表中の［　］は注記である。

二　前項の理論政策更新研修機関の登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
三　［略］
（理論政策更新研修機関の登録基準）
第三十七条　経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一～三　［略］
2　登録は、理論政策更新研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一・二　［略］
3　第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、「実務補習計画」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十七条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行った場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴）を含む。）」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第十条第一項第一号イ」と読み替えるものとする。
（受験手数料）
第四十五条　法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万三千円、第二次試験については一万七千二百円とする。
2・3　［略］
（欠格条項）
第四十九条　前条第一項の申請を行う者が次のいずれかに該当する場合は、法第十二条第二項の指定を受けることができない。
一　［略］
二　その役員のうちに、法第十二条第三項若しくは同条第八項第二号又は法第十三条第一項の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がある者
（立入検査の身分証明書）
第五十九条　法第十三条第二項の証明書の様式は、様式第十二によるものとする。

別表一「診断又は助言を行う対象中小企業者数」の項中「三以上」を「二以上」に改め、同表の次に別表一の2として次の表を加える。

別表一の2（第十八条及び第二十条関係）

実務補習に関する事項	要件
実務補習の方法	指導者が担当して行う診断又は助言に同行し、当該診断又は助言を担当する者の指導を受けること。